

コンプライアンス行動指針

※「コンプライアンス行動の手引」の重要部分を併せて掲載しています。

コンプライアンスのために

I. 目的

この指針は、絶えず変化する社会の状況に適切に対応しながら、それぞれの活動や業務のあらゆる場面において「法令」や「社内規程」、「企業としての倫理」の遵守をより強く意識して行動するため、私たち北海道電力ならびに北海道電力ネットワークの役員および従業員一人ひとりが実際の行動にあたって守るべき基本的な考え方を示すことを目的とします。

II. コンプライアンスの意義

「コンプライアンス」とは、事業活動に際して「法令」や「社内規程」、「企業としての倫理」を遵守することをいいます。

III. コンプライアンスの誓い

私たち役員および従業員は、コンプライアンスがなぜ必要なのかを自分自身で考え、事業活動のあらゆる場面においてこれを遵守します。

私たちは、常に「社会」との信頼関係を醸成するため、この「コンプライアンス行動指針」を実践することが自らに課せられた責務であることを意識して行動します。

私たちは、コミュニケーションを活発化し、風通しのよい職場環境を維持するための努力を続けます。

私たちは、これらの取り組みを推進し、常にコンプライアンスについての自覚をもって良識ある行動をとります。

行動指針

I. お客さまや地域の皆さまの安全の確保

電気の供給やサービスの提供にあたっては、何よりもお客さまや地域の皆さまの安全を確保することを最優先します。

コンプライアンス行動の手引

1. 何よりも「安全」を優先して行動します。

電気の供給や設備の設置・運用（運転）、その他のサービスの提供など、当社が行う事業活動にあたっては、お客さまや地域の皆さまの生命、健康や財産などに危害が及ぶことがないように、まず「安全」を確保しなければなりません。そのために必要な法令や社内規程を遵守して行動しましょう。

「安全」は、いかなる場合においても、何よりも優先されるべきものであることを認識してください。

2. 安全に関する法令，社内規程をよく理解します。

安全の確保に関する法令（規制）や社内規程を遵守するためには、それらの法令や規程の内容をよく理解する必要があります。

まずは自分の業務について、安全確保のために遵守しなければならない法令や規程にはどのようなものがあり、その内容はどのようなものであるかをよく理解するとともに、それらを守ることによって安全が確保されるということを強く認識する必要があります。

3. 安全について自ら考えます。

では、法令や社内規程の内容さえ遵守していれば絶対に大丈夫なのでしょうか。

ほとんどの場合は、法令や社内規程を守っていれば安全は確保できるはずですが。

しかし、安全をめぐる技術的な知見や人々の意識は変化します。決められたルールだからといってただそれに従って行動するのではなく、行動する前に「このルールに従うことによって、本当に安全を確保できるのか」を、いま一度自分で考えてみてください。

4. 交通ルールを遵守します。

業務の遂行上、自動車を運転することが不可欠である当社においては、「交通ルール」は「安全」にかかわる特に重要なルールです。

自動車を運転する際などには、業務上はもちろんのこと、業務外であっても常に「交通ルール」を遵守しなければなりません。「このくらいみんなやっているから」とか「警察に捕まらなければ大丈夫」という考えは一切持たないでください。交通ルール違反のなかでも特に「無免許運転」「酒気帯び・飲酒運転」「スピード違反」のいわゆる「交通三悪」は、いかなる理由があっても許されない行為です。

II. 環境保全への取り組み

事業活動のあらゆる場面において環境問題に深いかかわりがあることを認識し、環境保全への取り組みを進めます。

コンプライアンス行動の手引

1. 環境にかかわる法令等を遵守します。

電気の供給や設備の設置・運用（運転）、廃棄物の処理など当社の事業活動のあらゆる場面において、環境関連法令や関係自治体と締結している公害防止協定などを遵守しましょう。

2. リサイクルや省エネルギーに積極的に取り組みます。

社会の一員として環境問題に対する意識を一層高め、オフィスの電気使用量低減、社有車の燃費向上、コピー用紙使用量の低減など事務所における環境への取り組みを進めるとともに、地域におけるリサイクル活動や省エネルギーの推進などに積極的に取り組みましょう。

Ⅲ. 地域社会への貢献

地域社会からの理解，支援が事業活動の基盤であることを認識し，地域社会の発展に貢献します。

コンプライアンス行動の手引

1. 地域の皆さまと良好な関係を構築し，地域社会に貢献します。

事業活動においては地域の皆さまと良好な関係を築き，交流を通じて地域社会の発展に寄与しましょう。

2. 企業市民としての責務を自覚します。

「企業も社会の一員であり，社会は企業の存立基盤である」との観点から，企業は「良き企業市民」として，積極的に社会に参画し，その発展に貢献することが求められています（日本経団連「企業行動憲章 実行の手引き（第7版）」から）。

社会において事業活動を行う「良き企業市民」として果たさなければならない責務を自覚し，地域活動をはじめ地域社会に貢献する活動に積極的に参加しましょう。

IV. 法令等の遵守

事業遂行にかかわる法令等を遵守し、適正な事業活動の遂行に努めます。

コンプライアンス行動の手引

1. 法令を遵守します。

○事業活動にかかわる法令をよく理解します。

当社が行う事業活動のそれぞれの場面には、さまざまな法令が関係しています。自分がたずさわる業務に関係する法令の内容をよく理解するとともに、社内規程がそれらの法令に適合するものとなっているかどうかを常に確認するようにしましょう。

○事業活動にかかわる法令を遵守します。

コンプライアンスは法令の遵守から始まります。

当社の事業活動にかかわるさまざまな法令の目的をよく理解し、いかなる場合も法令が定める内容を遵守しましょう。

○わからないことは確認します。

2. 独占禁止法を遵守します。

○独占禁止法をよく理解します。

電力小売が全面自由化され、市場における当社の行動は注目されています。「独占禁止法」は、電気事業者にとって適切に対応していかなければならない法律としてしっかり理解しておく必要があります。

○独占禁止法違反となる行為は行わず、公正かつ自由な競争を行います。

競争者を市場から追い出すこととなるような不当な低価格販売を行ったり、他の電力会社との間で電気料金などの本来当社が自主的に判断して決めるべきことを申し合わせたり、取引先事業者に対して市場における当社の地位（支配力）を利用して取引条件を当社に一方的に有利に決定するなど、「私的独占」「不当な取引制限（カルテル）」「不公正な取引方法（優越的地位の濫用など）」に該当する行為は行いません。

電力の小売市場においては、公正かつ自由な競争のもと、お客さまから選択していただけるよう努力しましょう。このことは、その他の取引においても同様です。

3. 知的財産権は適切に管理・利用します。

当社が持つ著作権、商標権、特許権、実用新案権、意匠権などの知的財産権は、当社の重要な財産です。適切に管理し利用するとともに、それらの権利の保全に努めましょう。

また、他の人が持つ知的財産権を尊重し、パソコンソフトの無断複製など、これを侵害するような行為を行ってはいけません。

4. インサイダー取引は行いません。

会社の役員、従業員などが、その地位または職務によって知り得た会社の未公表の内部情報（投資をする際の判断に影響を及ぼすような重要な事実）を利用して、株式などの有価証券の売買取引を行うことを「インサイダー取引」といいます。この行為は、株主・投資家の皆さまの信頼を損なう行為として法律で禁止されています。

業務のなかで当社や取引先会社の内部情報を知った場合は、その情報が一定の手続きを経て公表されるまでの間、それらの会社の株式などの売買を行ってはけません。

また、インサイダー情報（投資をする際の判断に影響を及ぼすような未公表の重要な事実）については情報管理を徹底し、社外の人はもちろん当社の従業員であっても業務上必要としない人には教えてはけません。

V. 誠実・公正な事業活動

信義誠実を旨とし契約を遵守するとともに、社会的良識をもって誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

コンプライアンス行動の手引

1. 契約を遵守します。

○契約を遵守し、契約上の当社の義務を誠実に履行します。

お客さまとの電気の需給に関する契約をはじめとして、燃料・資材の購入契約、業務の委託・請負契約、土地・建物の賃貸借契約、地方自治体との協定など、当社はさまざまな契約を結んでいます。これらの契約に定める内容を遵守し、契約上の当社が果たすべき義務は必ず履行しなければなりません。

○相手とのコミュニケーションを十分にはかって契約を締結します。

契約は、相手の希望や主張をよく聞くとともに当社からも必要なことを主張し、合意した内容をお互いに十分理解したうえで締結しましょう。

○契約は適正な内容で締結します。

いったん契約が成立すると、規定された内容について履行する義務が生じます。そもそも履行できないような義務を負ったり、履行することによって当社事業に障害が生じたりすることがないように、契約の締結にあたってはその内容について十分に検討を行いましょう。

そして、契約の内容は、できるだけ具体的かつ明確に取り決めなければなりません。解釈について相手と見解が相違するような曖昧な内容だと、将来、紛争が発生するおそれがあります。

当社にとって有利だからといって、法令に違反するような条件や履行不可能な条件を内容として契約を締結してはなりません。契約に際しては、「社会の常識からみて適正かつ妥当な内容となっているか」ということが大切であり、「当社にとって都合がよいか」だけを考えてはなりません。

また、当社を退任した役員への委嘱・報酬等についても、適切性を確保する必要があります。

2. 信義誠実を旨として取引を行います。

○取引の相手との間では「信義」を重んじ、当社が約束したことは「誠実」に守ります。

「信義誠実」とは、一般的には、「社会においてある契約関係などにある当事者間で、一方の者が相手方が持つであろう正当な期待に沿うように行動すること」を意味します。

○取引は「公平・公正」に行います。

取引を行うにあたっては、どの相手とも公平に接するとともにその内容を公正なものとしなければなりません。社会の常識からみて不公正であると受け取られかねない取引は行ってはいけません。

また、工事の発注等に係る不適切な事前情報提供・事前発注約束、合理性のない特命発注等は、それ自体が禁止されている行為であり、決して行ってはなりません。

3. 良識をもって節度ある関係を維持します。

○お客さまや株主・投資家、地域の皆さま、取引先との間では、常に良好な関係を維持します。

社会的常識・儀礼の範囲を超える接待・金品の贈答その他の利益の供与を行うことや利益の提供を受けることは、絶対にしてはいけません。たとえそれが長年にわたる慣行となっている場合でも、社会の目からみて不公正であると受け取られる行為は一切行わないようにしましょう。

また、取引先等の社業関係者から金品を受領することは、社内外から癒着や不当優遇等の不適切な関係にあると受け取られかねないことから、来訪時における茶菓子等の手土産などを除き、厳に慎みましょう。加えて、寄付金・協力金等を不透明、不適切に支出することは、不当な利益の取得・提供を目的としているとみなされ、それ自体が禁止されている行為であり、決して行ってはなりません。

相手に対し要求をしないことはもちろん、相手からそのような申し入れがあった場合、あるいは実際に行われようとしている場合は「毅然として断る」勇気を持ちましょう。

4. 政治・行政との関係

○政治家や公務員（およびこれに準じる者）との間では健全な関係を維持します。

政治家や公務員との関係においては、「癒着している」と疑われかねない行為は一切行わず、健全かつ公正な関係を維持しなければなりません。

政治家や公務員に対し、当社の事業に関して便宜を受ける見返りに接待や金品の贈答その他の経済的利益の供与（贈賄）を行ったり、行うことを約束してはいけません。もし、政治家や公務員から求められた場合であっても、それに応じてはいけません。「向こうから求められたから」というのは、それに応じたことを正当化する理由にはなりません。

○電気事業に関わる行政手続きの公正性・透明性を損なう行為を行いません。

国や地方自治体の行政機関が実施するシンポジウム等やパブリックコメントが行政手続きの一環であることおよびその内容が行政の意思決定の参考とされる場合もあることに鑑み、その運営や結果の公正性・透明性を損なう行為を行ってはいけません。

5. 反社会的勢力との対決

○反社会的な活動を行う団体等に対しては、毅然とした態度で臨みます。

市民社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与えるあらゆる反社会的な勢力、団体とは断固として対決し、一切関係を持ちません。

また、利益の供与（金銭の提供）などの不当な要求を受けた場合は、毅然とした態度で断りましょう。

VI. 事業活動にかかわる情報の開示

お客さまや株主，地域の皆さまなどとのコミュニケーションをはかるとともに，事業活動にかかわる情報を適時・適切に開示します。

コンプライアンス行動の手引

1. コミュニケーションを的確に行っていきます。

○当社の情報は積極的に発信します。

お客さまや地域の皆さまからの信頼や事業活動に対する理解を得るために必要な情報や，社会的影響が大きい情報については，「事実」を「包み隠さず」「速やかに」発信しましょう。

○ご意見やご要望は積極的にうかがいます。

お客さまや地域の皆さまとの間で双方向のコミュニケーションをはかって当社の事業や商品・サービスについてのご意見，ご要望を積極的にうかがい，適切に事業に反映しましょう。

2. 経営情報は適時・適切に開示します。

当社の財務内容や事業活動の状況などの経営情報については，関係法令を遵守しながら適時・適切に開示しましょう。

また，株主・投資家の皆さまに当社の現況についてさらにご理解を深めていただくために，コミュニケーションを密にし，当社事業に関する情報や話題を積極的に紹介するとともに，ご意見をうかがいましょう。

VII. お客さまなどの情報の適正な取り扱い

お客さまなどの情報の管理に細心の注意を払い、漏洩などの防止に万全を期します。

コンプライアンス行動の手引

1. お客さまの情報は適正に取り扱います。

お客さまの住所、氏名、当社との契約内容、口座番号、電話番号、電気使用量、電気料金額、電気料金のお支払いの状況などの個人情報については、「当社の事業目的以外の目的で利用しない」「漏洩・滅失・毀損を防止するため適切な措置を講じる」ことを基本とし、適正に取り扱いましょう。

このことは、お客さまが法人（会社など）の場合であっても同様です。

2. 情報の管理には、常に細心の注意を払います。

事業活動に関して当社が保有する個人情報や取引にかかる情報（他の会社の情報）は、それ自体が当社にとって重要なもの（資産）であるとともに、情報の主体であるお客さまや地域の皆さま、取引先にとってはむやみに他人に知られたくない機密、プライバシーにかかわる事項です。

したがって、その管理が不十分で個人情報などが盗まれたり、紛失したり、改ざん・破壊されたり、漏洩した場合には、情報の主体（ご本人や当該会社）に対し多大な迷惑をおかけするだけでなく、具体的な損害を生じさせることにもなりかねません。場合によっては、当社が賠償の責任を負うこととなります。そのような事態にならないよう、情報の管理には細心の注意を払いましょう。

3. お客さま以外の情報についても適正に取り扱います。

適正に取り扱わなければならない情報は、お客さま情報だけには限りません。

当社が保有する情報はすべて適正に取り扱いましょう。

4. 情報遮断が求められる情報は、適正に管理します。

電力市場における公平な市場環境を維持するため、ほくでんグループ内であっても担当箇所以外への流出を遮断しなければならない情報があります。これらの情報については適正に管理しなければならないのはもちろんのこと、それらの情報を不正に提供したり、提供を要求することは行ってはなりません。

これに違反した場合には、情報の管理が不適切とされるだけでなく、ネットワークの中立性、公平性を損なう行為として電気事業法上の問題になったり、また市場における競争を阻害する行為として独占禁止法上の問題にもなりますので、注意しましょう。ただし、非常災害時の復旧対応等、ほくでんグループ一体となった迅速な情報連携が不可欠な場合もあり、ケースに応じて柔軟に対応することが必要です。

VIII. 職場環境・風土

安全で衛生的な職場環境の維持に努めます。また、お互いの人格や個性を尊重するとともに、自らの意見を周囲に適切に伝えるなどしてコミュニケーションを活発化し、風通しのよい職場風土の維持に努めます。

コンプライアンス行動の手引

1. 健全な職場環境を維持します。

誰もが安心して働くことができるよう、職場など業務を遂行する場所においては安全で衛生的な環境を確保しなければなりません。

また、職場の環境は、職場の構成員一人ひとりによって作られるものです。お互いに心身とも健康な状態で業務にあたることができるよう、日頃からお互いに配慮をしあえる職場環境を作りましょう。

2. お互いを個人として尊重し、差別や嫌がらせのない職場にします。

お互いを個人として尊重し、お互いに思いやり、信頼しあって働ける良好な職場環境作りが何よりも重要です。

性、年齢、身体的特徴などを理由として差別や嫌がらせを行うなど、個人の尊厳を傷つけるような行為は絶対に許されません。

また、そのような行為を見聞きしたりそのような行為に関し相談を受けた場合は、迅速かつ真摯に対処しなければなりません。見て見ぬふりをすることはそれを容認すること、差別や嫌がらせを行うことと同じであることを認識しましょう。

3. ハラスメントにあたる行為は絶対に行いません。

たとえ相手を不快にさせる意図はない場合であっても、受け取る側が望まない行為であればセクシュアル・ハラスメントになることがあります。

また、部下や後輩に対し業務上必要な指導や注意は行わなければなりません。人格を否定するような発言など、業務上の適正な範囲を超える場合はパワー・ハラスメントにあたります。

自らの言動が相手にどのように受け止められるかを考え、ハラスメントにあたる行為は決して行ってはなりません。

お客さまや地域の皆さま、取引先など社外の方と付き合ううえにおいても、そのような行為を行ってはいけないことはいうまでもありません。

4. 風通しのよい職場風土を維持します。

○わからないこと、判断に迷うことは周囲に何でも相談します。

自分で考えてみてわからないこと、判断に迷うことがあったら、一人で悩まずに必ず上司や先輩、同僚などに相談しましょう。それで解決できない場合は、自分が属する部門の本店部やそれぞれの専門部署などに相談してみましょう。

相談をするなかで、自分以外の人の考えを聞くことによってよりよい解決策が見つかることは、皆さんも経験上知っているはずです。

○疑問があったら議論し、不適正な行為は是正します。

上司の指示・命令だからといって常に正しいとは限りません。何でもいわれたとおりに従うのではなく、必ず自分自身でも考えてみましょう。その結果、コンプライアンスに反するのではないかと思ったときは、率直に自分の考えを述べ議論を行ってください。不適正な行為を是正することは自分自身の責務なのです。

そのような議論を通じてはじめて「風通しのよい職場風土」が作られるのです。

○「風通しのよい職場風土」でコンプライアンスを実現します。

「職場風土」というものは、一朝一夕に作られるものではありません。

「職場風土」とは、職場の構成員一人ひとりの意識にかかわるものであり、長年にわたって形成される「空気」のようなものです。風土、環境を風通しのよいものとするためには、自ら積極的に発言し、周囲にいい影響を与えていくことです。一人ひとりの意識が職場全体に伝わっていくことによって、よい風土、環境が実現できます。

また、上司の立場にある皆さんは、部下からの相談に真摯に耳を傾け、コンプライアンスの観点を踏まえて解決へ向けての方向性を示したり、考え方のヒントを適切に提供するなどして、「風通しのよい職場風土」を築き上げてください。

風通しのよい職場風土は、コンプライアンスを実現するために必要かつ不可欠なものです。

○「コンプライアンス相談窓口」を「明日へつながる明るい扉」として利用します。

「コンプライアンス相談窓口」に相談することは、何も後ろめたいことではありません。

業務に関して「この行為は、法令や社内の業務ルールに違反しているのではないか？」
「この行為は法令違反ではないけれど、社会の目でみるとおかしいのではないか？」などといった行為を知った（聞いた、命じられた）とき、自分だけで悩んでいては解決できません。

「コンプライアンス相談窓口」を「明日へつながる明るい扉」として利用してください。

以 上